

事務連絡
令和3年3月26日

各地方運輸局自動車技術安全部部長 } 殿
沖縄総合事務局運輸部部長

自動車局技術・環境政策課
自動運転戦略官

保安要員（ドライバー以外の要員）の同乗を不要とすることについて（周知）

今般、内閣府規制改革推進室に対し、自動運転車の公道実証を行うIT系ベンチャーなどから自動運転車の公道実証の際に安全を確保するため室内に同乗した保安要員（ドライバー以外の要員）を不要としてもらいたい旨、要望がありました。これに対して別紙の通り、「制度的には保安要員の同乗を不要とすることは可能である」と回答したところです。このため、今後、自動運転車の公道実証に係る基準緩和の実証にあたっては、下記の取扱いにより、対応いただくようお願い致します。

なお、本取扱いに関してご不明点等があれば、自動車局技術・環境政策課自動運転戦略室までご連絡ください。

記

1. 車両の装置やドライバーによる監視で安全確保が可能であると判断される場合は、保安要員を不要とすること。
2. 保安要員を不要とする基準緩和認定を実施した場合には、他の運輸局へ情報共有する等の連携・協力をすること。
(本省に対しては、自動運転車の公道実証に係る基準緩和手続きの合理化について（周知）（令和2年12月28日）によるものとする。)

自動運転車の公道実証を行う IT 系ベンチャーからの要望に対する回答

(自動運転車の公道実証を行う IT 系ベンチャーからの要望)

安全確保が、車両の装置やドライバーで実施できる場合は、保安要員（ドライバー以外の要員）の同乗を不要とすること。

(回答)

- 制度的には、保安要員の同乗を不要とすることは可能です。

- 自動運転の実証実験においては、安全に実施されることが最優先でありますが、車両の装置やドライバーで安全確保が可能な場合は保安要員を不要とするよう、今年度末までに基準緩和認定手続きを担当する地方運輸局等に改めて周知・徹底します。

- また、この取扱いが全国で統一的に実施されるよう本省において基準緩和の認定状況を一元的に管理します。